

2026年度

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科

看護学専攻

博士前期（修士）課程

博士後期（博士）課程

学生募集要項

目次

教育理念・三方針

1. 教育理念
2. 教育目的
3. 教育目標
4. 三方針

入学者受入れの方針

教育課程編成・実施の方針

学位授与の方針

学生募集要項／博士前期（修士）課程

看護学専攻

一般選抜（第1回）	1
一般選抜（第2回）	3
社会人選抜（第1回）	5
社会人選抜（第2回）	7

学生募集要項／博士後期（博士）課程

看護学専攻

一般選抜	9
------	---

専門看護師（CNS）養成 11

ナースプラクティショナー（NP）養成 12

保健師（PHN）養成 13

長期履修制度 14

教育訓練給付制度 15

経済的支援制度 16

カリキュラム 17

研究内容

http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/daigakuin_nss/kouza/



1. 教育理念

1. 博士前期（修士）課程 教育理念

本大学院の教育理念を基本として、看護と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、看護の高度専門職業人を養成することにより、社会の発展ならびに人々の健康の向上に貢献することを看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の教育理念とする。

2. 博士後期課程 教育理念

本大学院の教育理念を基本として、看護と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、自立した研究者として看護学の固有性を追求し、開拓的な研究活動ができる人材を養成することにより、社会の発展ならびに人々の健康の向上に貢献することを看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）の教育理念とする。

2. 教育目的

1. 博士前期（修士）課程 教育目的

看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の教育理念に沿って、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、ならびに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を本専攻の教育目的とする。

2. 博士後期課程 教育目的

看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）の教育理念に沿って、高度な学識および独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を本専攻の教育目的とする。

3. 教育目標

1. 博士前期（修士）課程 教育目標

看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

- 1) 深い学識および豊かな人間性の涵養
- 2) 看護における高度な専門知識および学術の修得
- 3) 看護の質向上に寄与する自律的・創造的実践力の養成
- 4) 社会の要請に対応できる教育・研究の推進

2. 博士後期課程 教育目標

看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

- 1) 深い学識および豊かな人間性の涵養
- 2) 看護における高度な専門知識および学術の修得
- 3) 看護における開拓的な研究の推進
- 4) 保健・医療・福祉の分野において社会の要請に対応できる研究開発の推進

4. 北海道医療大学大学院 三方針

<入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

1. 看護学専攻 博士前期（修士）課程

看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）では、地域社会の発展ならびに人々の健康の向上に貢献できる高度専門職業人の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

- 1) 看護学における高度な専門知識および学術を修得し、自律的・創造的に活動する強い意欲がある人
- 2) 社会の要請に対応する研究を推進し、地域社会や人々の健康向上に向けて深い探求心のある人

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「一般選抜」は、英語及び看護学領域に関する専門科目の筆記試験により修学に必要な学力を評価し、さらに志望理由書、履歴書及び業務調書などの出願書類と面接により修学意欲及び研究計画の妥当性などについて評価します。

「社会人選抜」は、小論文により論理的思考力、表現力を評価し、さらに志望理由書、履歴書及び業務調書などの出願書類と面接により修学意欲及び研究計画の妥当性などについて評価します。

2. 看護学専攻 博士後期課程

看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）では、高度な学識および独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

- 1) 看護学における高度な専門知識および学術を修得し、実践あるいは教育分野において自律的・創造的に活動する意欲がある人
- 2) 自立した研究者として、看護学の固有性や開拓的研究に向けて深い探求心のある人

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「一般選抜」は、英語、看護学領域に関する専門科目の筆記試験及び口述試験により修学に必要な学力を評価し、さらに研究計画書、履歴書及び業務調書などの出願書類により修学意欲及び研究計画の妥当性などについて評価します。

<教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

1. 看護学専攻 博士前期（修士）課程

看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

- 1) 教育・研究コース、高度実践コースの目的に対応し、専門領域の基礎となるコア科目として、実践力ならびに研究力を養成するため、特論・演習・実習および課題研究を系統的に配当する。
- 2) 高度専門職業人の養成にむけ、判断力、役割遂行力を培う選択科目を配当する。
- 3) 看護学と臨床福祉学に共通する研究法、およびコミュニティにおける看護と福祉の統合に関する科目を共通科目として配当する。
- 4) 上記各コースの科目（特論・演習・実習）については、レポート・プレゼンテーション・討論の参加状況やルーブリック等を用いて評価する。修士論文の作成においては、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、1年次の「中間報告会」、最終年次における論文発表会および修士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

2. 看護学専攻 博士後期課程

看護福祉学研究科看護学専攻(博士課程)の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

- 1) 専門領域における実践力ならびに研究力を養成するために、特論・演習・特別研究を系統的に配当する。
- 2) 高度実践または指導的役割遂行に必要な知識・技術を養成するため、選択科目を配当する。
- 3) 看護学と臨床福祉学に共通した理論や開拓的研究を追究する科目として共通科目を配当する。
- 4) 特論・演習科目については、プレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて評価する。博士論文作成においては、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、最終年次における「中間研究報告会」、論文発表会、口頭試問、学力検査および博士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

<学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

1. 看護学専攻 博士前期（修士）課程

以下の要件を満たし、看護学における高度な専門性と研究能力を修得したと認められる者に対して、「修士（看護学）」の学位を授与する。

- 1) 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）に2年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
- 2) 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

2. 看護学専攻 博士後期課程

以下の要件を満たし、深い学識と高度な実践力、指導的役割の発揮力を修得したと認められる者に対して、「博士（看護学）」の学位を授与する。

- 1) 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）に3年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
- 2) 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

博士前期（修士）課程

看護学専攻

<一般選抜> <社会人選抜>

<一般選抜（第1回）>

1. 募集人員

看護学専攻：15名（うち、高度実践コース[NP] 5名、[PHN]5名）（社会人を含む）

2. 募集研究分野

研究分野	
【教育・研究コース】	
[基礎・統合領域]	基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学※
[発達・障害領域]	小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学
【高度実践コース】	
[CNS(専門看護師)]	精神看護、老年看護、がん看護、慢性看護、在宅看護、感染看護※
[NP(ナース・プラクティショナー)]	プライマリ・ケア※
[PHN(保健師)]	公衆衛生看護

* 上記研究分野から第1志望研究分野を選択すること。

※ 感染看護学分野、プライマリ・ケア分野は2026年度の募集を行いません。

3. 出願資格

下記のいずれかに該当する者で、看護師免許を有する者、又は資格取得見込みの者

- (1) 大学を卒業した者、又は2026年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は2026年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は2026年3月までに修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）を修了した者、又は2026年3月までに修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本研究科が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（2026年3月31日までに満22歳に達する者に限る）

※ 短期大学や専修学校において看護学を専攻して卒業（修了）した者、看護師免許を有して短期大学や専修学校を卒業（修了）した者が対象で、本研究科が個別に出願資格を審査する。

* 【高度実践コース】は、看護師免許を有する者を対象とし、各養成課程の入学要件は以下のとおりである

- ・ CNS（専門看護師）養成課程では、3年以上の看護職経験を有すること
- ・ NP（ナース・プラクティショナー）養成課程では、5年以上の看護師経験を有すること
- ・ PHN（保健師）養成課程では、看護師経験年数は問わない

4. 出願受付

- (1) 受付期間：2025年9月1日（月）～9月17日（水）必着
- (2) 受付場所：入試広報課

5. 出願手続

入学志願者は、下記の書類を入試広報課に提出、又は郵送（締切日必着）すること。

- (1) 入学願書A・B・C票（本学指定用紙）
- (2) 成績証明書（最終出身機関長が発行し、厳封したもの）
- (3) 卒業証明書、又は卒業見込証明書
- (4) 志願理由書（本学指定用紙600～800字：志望動機・研究テーマ・将来展望を含む）
- (5) 履歴書・業務調書（本学指定用紙）（業務調書は勤務経験者のみ記入）
- (6) 受験票送付用封筒（郵送希望者のみ宛先明記のうえ、410円分の切手を貼付すること）

6. 検定料

30,000円 ※ 振替払込請求書兼受領証、又は払込受領証を入学願書C票に貼付すること。

7. 選考方法

学力試験、面接及び提出書類等を総合して判定する。

8. 学力試験

期日	時間	試験科目		場所
		高度実践コース(NP)		
2025年9月30日(火)	09:30~11:00	専門科目*1		看護福祉学部 (当別キャンパス)
	11:30~13:00	英語*2		
	14:00~15:30	面接	選択試験*3	
	16:00~	—	面接	

*1 志望する研究分野の科目1科目を選択(第1志望)

専門科目: 基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学、小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学

【高度実践コース(NP)】プライマリ・ケア

【高度実践コース(PHN)】公衆衛生看護

*2 辞書使用可(2冊まで可。電子辞書は不可。) *3 NP状況設定問題

9. 合格発表

2025年10月8日(水)

※ ホームページ上で発表し、合格者本人宛に書面で通知する。

10. 入学手続

- (1) 入学手続期間 : 2025年10月9日(木)~10月22日(水)
- (2) 合格者は上記の入学手続期間内に入学手続を完了しなければならない。
- (3) 入学手続完了者には入学許可書を交付する。

11. 納付金

(1) 入学金 200,000円 (入学時のみ)

(2) 授業料 800,000円

(入学手続時及び2年次前期(4月): 400,000円、後期(9月) 400,000円)

上記のほか、後援会費(入会金5,000円: 本学卒業生は免除、年会費30,000円)を委託徴収する。(年会費: 入学手続時及び2年次前期(4月): 15,000円、後期(9月): 15,000円)

(3) 高度実践コースについては、実習費を別途徴収

入学手続時の納付金総額: 620,000円

※ 入学金、授業料等の「経済的支援制度」については、16ページをご参照ください。

12. 入学辞退する場合の取扱い

入学手続完了後、やむを得ず入学辞退する場合は、2026年3月31日(火)16:00までに入学辞退届(本学指定用紙)を提出してください。入学金を除く学納金は、4月末日までに指定の口座に返還します。なお、上記期限までに「入学辞退届」の提出がない場合、本学学生としての身分が発生しますので、学納金等は一切返還しません。

注) 「入学辞退届」の用紙は、申し出があった場合に送付します。

入学辞退に関する問い合わせ先: 北海道医療大学 入試広報課 TEL: 0133-23-1211(代表)
(8:45~17:00 土日祝日を除く)

13. 注意事項

- (1) 出願にあたっては、事前に志望研究分野の指導教員に申し出てください。
- (2) 入学願書を郵送する場合には、書留郵便にて提出してください。出願期間最終日必着です。
- (3) 一度提出した書類および検定料は返還いたしません。
- (4) 入学を許可された者が卒業・修了延期となった場合は、入学許可を取り消します。
- (5) (4)の理由により入学許可を取り消された者は、「入学辞退する場合の取扱い」に従い、入学金を除く学納金の返還手続きをとります。
- (6) 提出書類に重要事項の記載漏れや虚偽の記載があった場合は、合格発表後においても、入学許可を取り消すことがあります。
- (7) 出願に関する問合せ先: 入試広報課 〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757 TEL: 0133-23-1211(代表)

<一般選抜（第2回）>

1. 募集人員

看護学専攻：若干名

2. 募集研究分野

研究分野	
【教育・研究コース】	
[基礎・統合領域]	基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学※
[発達・障害領域]	小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学
【高度実践コース】	
[CNS(専門看護師)]	精神看護、老年看護、がん看護、慢性看護、在宅看護、感染看護※
[NP(ナース・プラクティショナー)]	プライマリ・ケア※
[PHN(保健師)]	公衆衛生看護

* 上記研究分野から第1志望研究分野を選択すること。

※ 感染看護学分野、プライマリ・ケア分野は2026年度の募集を行いません。

3. 出願資格

下記のいずれかに該当する者で、看護師免許を有する者、又は資格取得見込みの者

- (1) 大学を卒業した者、又は2026年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は2026年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は2026年3月までに修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）を修了した者、又は2026年3月までに修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本研究科が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（2026年3月31日までに満22歳に達する者に限る）

※ 短期大学や専修学校において看護学を専攻して卒業（修了）した者、看護師免許を有して短期大学や専修学校を卒業（修了）した者が対象で、本研究科が個別に出願資格を審査する。

* 【高度実践コース】は、看護師免許を有する者を対象とし、各養成課程の入学要件は以下のとおりである

- ・ CNS（専門看護師）養成課程では、3年以上の看護職経験を有すること
- ・ NP（ナース・プラクティショナー）養成課程では、5年以上の看護師経験を有すること
- ・ PHN（保健師）養成課程では、看護師経験年数は問わない

4. 出願受付

- (1) 受付期間：2025年12月1日（月）～2025年12月25日（木）必着
- (2) 受付場所：入試広報課

5. 出願手続

入学志願者は、下記の書類を入試広報課に提出、又は郵送（締切日必着）すること。

- (1) 入学願書A・B・C票（本学指定用紙）
- (2) 成績証明書（最終出身機関長が発行し、厳封したもの）
- (3) 卒業証明書、又は卒業見込証明書
- (4) 志願理由書（本学指定用紙600～800字：志望動機・研究テーマ・将来展望を含む）
- (5) 履歴書・業務調書（本学指定用紙）（業務調書は勤務経験者のみ記入）
- (6) 受験票送付用封筒（郵送希望者のみ宛先明記のうえ、410円分の切手を貼付すること）

6. 検定料

30,000円 ※ 振替払込請求書兼受領証、又は払込受領証を入学願書C票に貼付すること。

7. 選考方法

学力試験、面接及び提出書類等を総合して判定する。

8. 学力試験

期日	時間	試験科目		場所
			高度実践コース(NP)	
2026年1月13日(火)	09:30~11:00	専門科目*1		看護福祉学部 (当別キャンパス)
	11:30~13:00	英語*2		
	14:00~15:30	面接	選択試験*3	
	16:00~	—	面接	

*1 志望する研究分野の科目1科目を選択(第1志望)

専門科目: 基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学、小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学

【高度実践コース(NP)】プライマリ・ケア

【高度実践コース(PHN)】公衆衛生看護

*2 辞書使用可(2冊まで可。電子辞書は不可。) *3 NP状況設定問題

9. 合格発表

2026年1月21日(水)

※ ホームページ上で発表し、合格者本人宛に書面で通知する。

10. 入学手続

- (1) 入学手続期間 : 2026年1月22日(木)~2月4日(水)
- (2) 合格者は上記の入学手続期間内に入学手続を完了しなければならない。
- (3) 入学手続完了者には入学許可書を交付する。

11. 納付金

- (1) 入学金 200,000円 (入学時のみ)
- (2) 授業料 800,000円
(入学手続時及び2年次前期(4月): 400,000円、後期(9月) 400,000円)

上記のほか、後援会費(入会金 5,000円: 本学卒業生は免除、年会費 30,000円)を委託徴収する。(年会費: 入学手続時及び2年次前期(4月): 15,000円、後期(9月): 15,000円)

- (3) 高度実践コースについては、実習費を別途徴収

入学手続時の納付金総額: 620,000円

※ 入学金、授業料等の「経済的支援制度」については、16ページをご参照ください。

12. 入学辞退する場合の取扱い

入学手続完了後、やむを得ず入学辞退する場合は、2026年3月31日(火)16:00までに入学辞退届(本学指定用紙)を提出してください。入学金を除く学納金は、4月末日までに指定の口座に返還します。なお、上記期限までに「入学辞退届」の提出がない場合、本学学生としての身分が発生しますので、学納金等は一切返還しません。

注) 「入学辞退届」の用紙は、申し出があった場合に送付します。

入学辞退に関する問い合わせ先: 北海道医療大学 入試広報課 Tel: 0133-23-1211(代表)
(8:45~17:00 土日祝日を除く)

13. 注意事項

- (1) 出願にあたっては、事前に志望研究分野の指導教員に申し出てください。
- (2) 入学願書を郵送する場合には、書留郵便にて提出してください。出願期間最終日必着です。
- (3) 一度提出した書類および検定料は返還いたしません。
- (4) 入学を許可された者が卒業・修了延期となった場合は、入学許可を取り消します。
- (5) (4)の理由により入学許可を取り消された者は、「入学辞退する場合の取扱い」に従い、入学金を除く学納金の返還手続きをとります。
- (6) 提出書類に重要事項の記載漏れや虚偽の記載があった場合は、合格発表後においても、入学許可を取り消すことがあります。
- (7) 出願に関する問合せ先: 入試広報課 〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 Tel: 0133-23-1211(代表)

<社会人選抜（第1回）>

1. 募集人員

看護学専攻：15名（うち、高度実践コース[NP] 5名、[PHN] 5名）（一般を含む）

2. 募集研究分野

研究分野	
【教育・研究コース】	
[基礎・統合領域]	基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学※
[発達・障害領域]	小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学
【高度実践コース】	
[CNS(専門看護師)]	精神看護、老年看護、がん看護、慢性看護、在宅看護、感染看護※
[NP(ナース・プラクティショナー)]	プライマリ・ケア※
[PHN(保健師)]	公衆衛生看護

* 上記研究分野から第1志望研究分野を選択すること。

※ 感染看護学分野、プライマリ・ケア分野は2026年度の募集を行いません。

3. 出願資格

下記のいずれかに該当する者で、看護師免許を有し、3年以上看護職に従事している者。ただし、高度実践コースのうちNP（ナース・プラクティショナー）養成課程は、入学までに5年以上の看護師経験を有する者とし、PHN（保健師）養成課程は看護師経験年数を問わない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本研究科が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（2026年3月31日までに満22歳に達する者に限る）

※ 看護系短期大学、又は看護系専修学校を卒業し、次の1項目以上を満たしている者

- ① 厚生労働省、日本看護協会等が主催する看護に関する一定程度の研修会、講習会を修了した者
- ② 保健師、助産師、養護教諭1級、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員（ケアマネージャー）のいずれかの資格を有する者
- ③ 認定看護師等の資格を有する者
- ④ 看護に関する学術論文1題以上、又は学会発表がある者
- ⑤ 英検2級以上（TOEIC470点程度）の英語力を有する者

4. 出願受付

- (1) 受付期間：2025年9月1日（月）～9月17日（水）必着
- (2) 受付場所：入試広報課

5. 出願手続

入学志願者は、下記の書類を入試広報課に提出、又は郵送（締切日必着）すること。

- (1) 入学願書A・B・C票（本学指定用紙）
- (2) 成績証明書（最終出身機関長が作成し、厳封したもの）
- (3) 志願理由書（本学指定用紙600～800字：志望動機・研究テーマ・将来展望を含む）
- (4) 履歴書・業務調書（本学指定用紙）
- (5) 出願資格（6）の場合は、該当する証明書の写し（④は論文・抄録の写し）
- (6) 受験票送付用封筒（郵送希望者のみ宛先明記のうえ、410円分の切手を貼付すること）

6. 検定料

30,000円 ※ 振替払込請求書兼受領証、又は払込受領証を入学願書C票に貼付すること。

7. 選考方法

学力試験、面接及び提出書類等を総合して判定する。

8. 学力試験

期日	時間	試験科目		場所
		高度実践コース(NP)		
2025年9月30日(火)	11:30~13:00	小論文		看護福祉学部 (当別キャンパス)
	14:00~15:30	面接*1	選択試験*2	
	16:00~	—	面接*1	

*1 業務調書に関する質問を含む

*2 NP 状況設定問題

9. 合格発表

2025年10月8日(水)

※ ホームページ上で発表し、合格者本人宛に書面で通知する。

10. 入学手続

- (1) 入学手続期間 : 2025年10月9日(木)~10月22日(水)
- (2) 合格者は上記の入学手続期間内に入学手続を完了しなければならない。
- (3) 入学手続完了者には入学許可書を交付する。

11. 納付金

- (1) 入学金 200,000 円 (入学時のみ)
- (2) 授業料 800,000 円
(入学手続時及び2年次前期(4月): 400,000 円、後期(9月) 400,000 円)

上記のほか、後援会費(入会金 5,000 円: 本学卒業生は免除、年会費 30,000 円)を委託徴収する。(年会費: 入学手続時及び2年次前期(4月): 15,000 円、後期(9月): 15,000 円)

- (3) 高度実践コースについては、実習費を別途徴収

入学手続時の納付金総額: 620,000 円

※ 入学金、授業料等の「経済的支援制度」については、16 ページをご参照ください。

12. 入学辞退する場合の取扱い

入学手続完了後、やむを得ず入学辞退する場合は、2026年3月31日(火)16:00までに入学辞退届(本学指定用紙)を提出してください。入学金を除く学納金は、4月末日までに指定の口座に返還します。なお、上記期限までに「入学辞退届」の提出がない場合、本学学生としての身分が発生しますので、学納金等は一切返還しません。

注) 「入学辞退届」の用紙は、申し出があった場合に送付します。

入学辞退に関する問い合わせ先: 北海道医療大学 入試広報課 TEL: 0133-23-1211(代表)
(8:45~17:00 土日祝日を除く)

13. 注意事項

- (1) 出願にあたっては、事前に志望研究分野の指導教員に申し出てください。
- (2) 出願資格(6)で出願する場合は、事前に入試広報課へ連絡してください。
- (3) 入学願書を郵送する場合には、書留郵便にて提出してください。出願期間最終日必着です。
- (4) 一度提出した書類および検定料は返還いたしません。
- (5) 提出書類に重要事項の記載漏れや虚偽の記載があった場合は、合格発表後においても、入学許可を取り消すことがあります。
- (6) 出願に関する問合せ先: 入試広報課 〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 TEL: 0133-23-1211(代表)

<社会人選抜（第2回）>

1. 募集人員

看護学専攻：若干名

2. 募集研究分野

研究分野	
【教育・研究コース】	
[基礎・統合領域]	基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学※
[発達・障害領域]	小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学
【高度実践コース】	
[CNS(専門看護師)]	精神看護、老年看護、がん看護、慢性看護、在宅看護、感染看護※
[NP(ナース・プラクティショナー)]	プライマリ・ケア※
[PHN(保健師)]	公衆衛生看護

* 上記研究分野から第1志望研究分野を選択すること。

※ 感染看護学分野、プライマリ・ケア分野は2026年度の募集を行いません。

3. 出願資格

下記のいずれかに該当する者で、看護師免許を有し、3年以上看護職に従事している者。ただし、高度実践コースのうちNP(ナース・プラクティショナー)養成課程は、入学までに5年以上の看護師経験を有する者とし、PHN(保健師)養成課程は看護師経験年数を問わない。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本研究科が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(2026年3月31日までに満22歳に達する者に限る)
- ※ 看護系短期大学、又は看護系専修学校を卒業し、次の1項目以上を満たしている者
- ① 厚生労働省、日本看護協会等が主催する看護に関する一定程度の研修会、講習会を修了した者
 - ② 保健師、助産師、養護教諭1級、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)のいずれかの資格を有する者
 - ③ 認定看護師等の資格を有する者
 - ④ 看護に関する学術論文1題以上、又は学会発表がある者
 - ⑤ 英検2級以上(TOEIC470点程度)の英語力を有する者

4. 出願受付

- (1) 受付期間：2025年12月1日(月)～2025年12月25日(木)必着
- (2) 受付場所：入試広報課

5. 出願手続

入学志願者は、下記の書類を入試広報課に提出、又は郵送(締切日必着)すること。

- (1) 入学願書A・B・C票(本学指定用紙)
- (2) 成績証明書(最終出身機関長が作成し、厳封したもの)
- (3) 志願理由書(本学指定用紙600～800字：志望動機・研究テーマ・将来展望を含む)
- (4) 履歴書・業務調書(本学指定用紙)
- (5) 出願資格(6)の場合は、該当する証明書の写し(④は論文・抄録の写し)
- (6) 受験票送付用封筒(郵送希望者のみ宛先明記のうえ、410円分の切手を貼付すること)

6. 検定料

30,000円 ※ 振替払込請求書兼受領証、又は払込受領証を入学願書C票に貼付すること。

7. 選考方法

学力試験、面接及び提出書類等を総合して判定する。

8. 学力試験

期日	時間	試験科目		場所
		高度実践コース(NP)		
2026年1月13日(火)	11:30~13:00	小論文		看護福祉学部 (当別キャンパス)
	14:00~15:30	面接*1	選択試験*2	
	16:00~	—	面接*1	

*1 業務調書に関する質問を含む

*2 NP 状況設定問題

9. 合格発表

2026年1月21日(水)

※ ホームページ上で発表し、合格者本人宛に書面で通知する。

10. 入学手続

- (1) 入学手続期間 : 2026年1月22日(木)~2月4日(水)
- (2) 合格者は上記の入学手続期間内に入学手続を完了しなければならない。
- (3) 入学手続完了者には入学許可書を交付する。

11. 納付金

- (1) 入学金 200,000 円 (入学時のみ)
- (2) 授業料 800,000 円
(入学手続時及び2年次前期(4月): 400,000 円、後期(9月) 400,000 円)

上記のほか、後援会費(入会金 5,000 円: 本学卒業生は免除、年会費 30,000 円)を委託徴収する。(年会費: 入学手続時及び2年次前期(4月): 15,000 円、後期(9月): 15,000 円)

- (3) 高度実践コースについては、実習費を別途徴収

入学手続時の納付金総額: 620,000 円

※ 入学金、授業料等の「経済的支援制度」については、16 ページをご参照ください。

12. 入学辞退する場合の取扱い

入学手続完了後、やむを得ず入学辞退する場合は、2026年3月31日(火)16:00までに入学辞退届(本学指定用紙)を提出してください。入学金を除く学納金は、4月末日までに指定の口座に返還します。なお、上記期限までに「入学辞退届」の提出がない場合、本学学生としての身分が発生しますので、学納金等は一切返還しません。

注) 「入学辞退届」の用紙は、申し出があった場合に送付します。

入学辞退に関する問い合わせ先: 北海道医療大学 入試広報課 TEL: 0133-23-1211(代表)
(8:45~17:00 土日祝日を除く)

13. 注意事項

- (1) 出願にあたっては、事前に志望研究分野の指導教員に申し出てください。
- (2) 出願資格(6)で出願する場合は、事前に入試広報課へ連絡してください。
- (3) 入学願書を郵送する場合には、書留郵便にて提出してください。出願期間最終日必着です。
- (4) 一度提出した書類および検定料は返還いたしません。
- (5) 提出書類に重要事項の記載漏れや虚偽の記載があった場合は、合格発表後においても、入学許可を取り消すことがあります。
- (6) 出願に関する問合せ先: 入試広報課 〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢 1757 TEL: 0133-23-1211(代表)

博士後期（博士）課程

看護学専攻

<一般選抜>

<一般選抜>

1. 募集人員

看護学専攻：2名（社会人を含む） ※ 社会人とは、3年以上の看護職経験を有する者

2. 募集研究分野

	研究分野
〔基礎・統合領域〕	基礎看護学、看護管理学、地域看護学、在宅看護学、感染看護学※
〔発達・障害領域〕	小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、がん看護学

※ 感染看護学分野は2026年度の募集を行いません。

3. 出願資格

下記のいずれかに該当する者

- (1) 修士の学位（看護学）を有する者、又は2026年3月までに取得見込みの者
- (2) 外国において、(1)と同等の学位を有する者、又は2026年3月までに授与される見込みの者
- (3) (1)(2)と同等以上の学位、又は学力があると認められた者

4. 出願受付

- (1) 受付期間：2026年1月16日（金）～1月28日（水）必着
- (2) 受付場所：入試広報課

5. 出願書類

- (1) 入学願書A・B・C票（本学指定用紙）
- (2) 修士論文要旨（任意書式）
- (3) 修士課程成績証明書（最終出身機関長が発行し、厳封したもの）
- (4) 修士課程修了証明書、又は修了見込証明書
- (5) 研究計画書（本学指定用紙）
- (6) 履歴書（本学指定用紙）
- (7) 業務調書（本学指定用紙：社会人の場合）
- (8) 受験票送付用封筒（郵送希望者のみ宛先明記のうえ、410円分の切手を貼付すること）

6. 出願方法

- (1) 入学志願者は、出願書類を一括し、入試広報課に提出、又は郵送（締切日必着）すること。
- (2) 出願を希望するものは、予め当該研究分野の指導教員と面談し、博士課程の研究テーマ・内容について相談すること。

7. 検定料

30,000円 ※ 振替払込請求書兼受領証、又は払込受領証を入学願書C票に貼付すること。

8. 選考方法

学科試験、口述試験および提出書類等を総合して判定する。
（社会人については、業務調書の内容を含めて判定する。）

9. 学力試験

期日	時間	試験科目	場所
2026年2月9日(月)	09:30~11:00	専門科目*1	看護福祉学部 (当別キャンパス)
	11:30~13:00	英語*2	
	14:00~	口述試験	

*1 志望する研究分野の科目1科目を選択)

専門科目：〔基礎・統合領域〕〔発達・障害領域〕

*2 辞書使用可(2冊まで可。電子辞書は不可。)

10. 合格発表

2026年2月18日(水)

※ ホームページ上で発表し、合格者本人宛に書面で通知する。

11. 入学手続

- (1) 入学手続期間 : 2026年2月19日(木)~3月4日(水)
- (2) 合格者は上記の入学手続期間内に入学手続きを完了しなければならない。
- (3) 入学手続完了者には入学許可書を交付する。

12. 納付金

- (1) 入学金 200,000円 (入学時のみ)
- (2) 授業料 750,000円
(入学手続時及び2年次前期(4月): 375,000円、後期(9月) 375,000円)

上記のほか、後援会費(入会金5,000円: 本学卒業生は免除、年会費30,000円)を委託徴収する。(年会費: 入学手続時及び2年次前期(4月): 15,000円、後期(9月): 15,000円)

入学手続時の納付金総額: 595,000円

※ 入学金、授業料等の「経済的支援制度」については、16ページをご参照ください。

13. 入学辞退する場合の取扱い

入学手続完了後、やむを得ず入学辞退する場合は、2026年3月31日(火)16:00までに入学辞退届(本学指定用紙)を提出してください。入学金を除く学納金は、4月末日までに指定の口座に返還します。なお、上記期限までに「入学辞退届」の提出がない場合、本学学生としての身分が発生しますので、学納金等は一切返還しません。

注) 「入学辞退届」の用紙は、申し出があった場合に送付します。

入学辞退に関する問い合わせ先: 北海道医療大学 入試広報課 TEL: 0133-23-1211(代表)
(8:45~17:00 土日祝日を除く)

14. 注意事項

- (1) 出願にあたっては、事前に志望研究分野の指導教員に申し出てください。
- (2) 入学願書を郵送する場合には、書留郵便にて提出してください。出願期間最終日必着です。
- (3) 一度提出した書類および検定料は返還いたしません。
- (4) 入学を許可された者が修了延期となった場合は、入学許可を取り消します。
- (5) (4)の理由により入学許可を取り消された者は、「入学辞退する場合の取扱い」に従い、入学金を除く学納金の返還手続きをとります。
- (6) 提出書類に重要事項の記載漏れや虚偽の記載があった場合は、合格発表後においても、入学許可を取り消すことがあります。
- (7) 出願に関する問合せ先: 入試広報課 〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757 TEL: 0133-23-1211(代表)

専門看護師（CNS/Certified Nurse Specialist）養成

1. 本学における専門看護師（CNS）養成

本学研究科では、現在6分野（慢性看護・老年看護・精神看護・がん看護・感染看護・在宅看護）の専門看護師教育課程が日本看護系大学協議会により認定されています。認定を受けるために必要な授業科目は各専門分野で異なりますので、当該「学生募集要項」（この冊子）の履修モデル表を参照してください。

2. 専門看護師とは

複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識及び技術を深めた者をいいます。

3. 専門看護師の6つの役割

専門看護師は、下記の6つの役割を果たすことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上をはかります。

実践：個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。

相談：看護職を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。

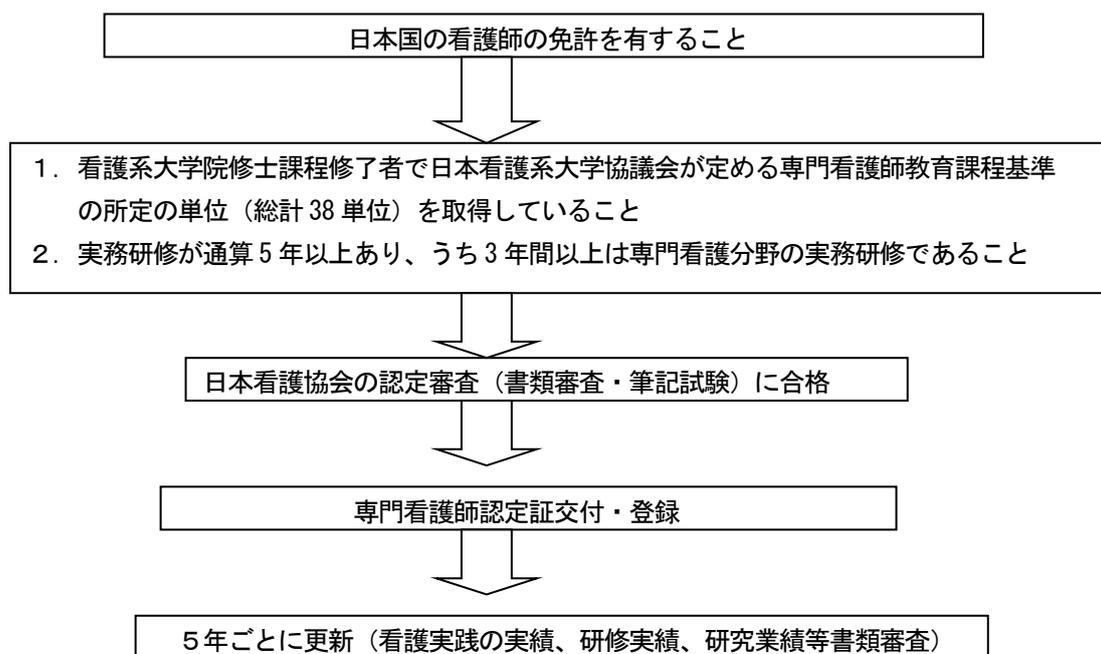
調整：必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーションを行う。

倫理調整：個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる。

教育：看護職に対しケアを向上させるため教育的役割を果たす。

研究：専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う。

4. 専門看護師になるには



（参考：日本看護協会ホームページ）

ナースプラクティショナー（NP/Nurse Practitioner）養成

1. ナースプラクティショナー(NP)とは

少子高齢化の進行や医療の偏在が問題となっているなか、住民の暮らしに密着した安心・安全な医療の提供が求められています。看護職は様々な領域において、診察・治療等に関連する業務から患者の療養生活の支援に至るまで幅広い業務を担い得ることから「チーム医療のキーパーソン」として、キュアとケアを統合した支援を、自律的に判断、実施することが期待されています。

NPとは5年以上の実務経験を積んだ看護職が、看護系の大学院で2年以上の教育を受け、比較的安定した状態にある患者に対して、医師と協働して作成したプロトコール内で診断・治療が提供できる新しい看護の人材です。日本NP教育大学院協議会では「診療看護師(NP)」と呼称しています。我が国では、まだNPに関しての資格や認定制度は存在しませんが、米国においては高度実践看護師（麻酔看護師、助産師、CNS、NPをいう）のひとつとして、処方権が認められ、プライマリ・ケアの一環として、一定のレベルでの診断や治療を提供しております。また、NPはイギリス、カナダ、韓国でも活躍しており、NPの登場や活躍は世界的な潮流です。

本学では、NPの養成を大分県立看護科学大学、国際医療福祉大学などに続いて、平成22年度から開始しました。日本NP教育大学院協議会が独自に実施しているNP資格認定に合格した本学の修了生は、令和7年3月現在31名であり、地域の診療所や病院で医師との協働のもと活躍しています。

2. 本学における高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）とは

1) プライマリ・ケアのNP

本学が養成するNPとは、プライマリ・ケアのNPであり、地域において、疾病の予防からその回復までのプライマリ・ケアを総合的・継続的に担うことができる人材です。なお、住民の健康に対して、生活の視点で全人的に支援することが重要なことから、疾病予防、医学的診断・治療の実施において必要な専門的知識、技術を習得させます。

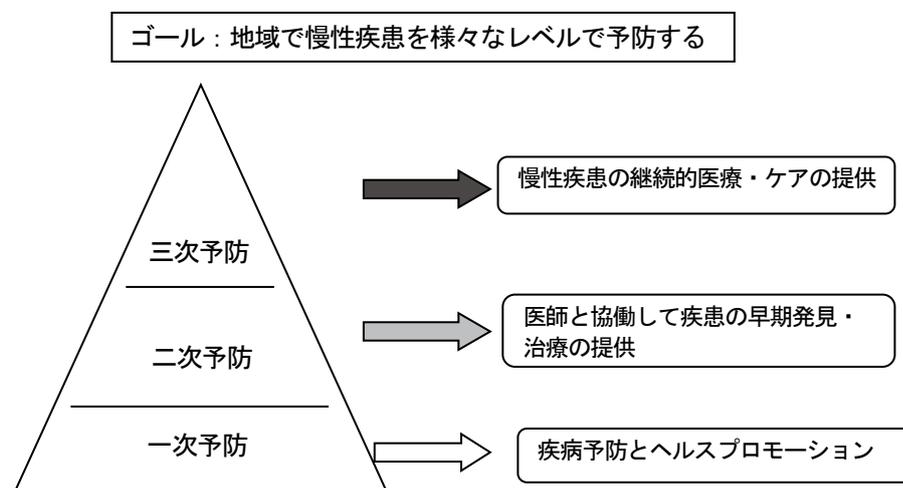
2) 特定行為研修の実施

平成27年10月1日付けで、本学大学院看護福祉学研究科看護学専攻は、保健師助産師看護師法による特定行為研修の指定研修機関としての指定を受けており、21区分のうちプライマリ・ケアに特化した13区分の研修を行っております。

本学では平成22年度から日本NP教育大学院協議会（当時は日本NP協議会）によるNP教育課程として先行してナースプラクティショナー養成コースを開始していたことから、当該コース名称を「高度実践コース（ナースプラクティショナー養成課程）」と改め、CNS教育とは明確に分離した上で、特定行為研修に係る科目をすべて包含するカリキュラムに改正し、NP教育と一体的なものとして、特定行為研修を実施しています。

3. プライマリ・ケアのNPに期待される活動と求められる能力

期待される活動



保健師（PHN/Public Health Nurse）養成

1. 本学における保健師（PHN）養成

本学では、2025年4月から大学院で保健師を養成します。

日本では、少子高齢化が進み、核家族化や地域のつながりの希薄化により、社会情勢も大きく変化しています。多様化した人々の価値観、新たな感染症や多発する災害、複雑化した健康課題等、社会のニーズに対応できる質の高い保健師が求められています。

本学の修士課程では、看護基礎教育を基に、2年間をかけて、保健師に必要なかつ実践的な学修と実践に活用するための研究力を養います。

2. 本学の保健師（PHN）養成課程において目指す保健師像

- 1) エビデンスに基づいて公衆衛生看護活動を展開できる保健師
- 2) 公衆衛生看護の理念に基づいて自立した判断力と行動力をもつ保健師
- 3) 地域住民の健康に責任をもつ活動ができる保健師
- 4) 地域の健康課題の解決に向け、住民や組織が相互で支え合う地域づくりを推進できる保健師

公衆衛生看護の理念と使命

公衆衛生看護は、社会的公正を活動の規範において、社会がどのように変化しても、その時、その場、そこにいる人々の健康事象を、根拠に基づいて明確化あるいは予測し、公衆衛生の向上をめざし、あらゆる人と環境に果敢に働きかける活動である。

公衆衛生看護職は、めざす社会の達成に向けて、常に責任感と倫理観、そして先見性を持って活動展開に臨む必要がある。

（参照：日本公衆衛生看護学会ホームページ）

3. 大学院修了および保健師国家試験受験資格取得の要件

本学の大学院を修了するためには、看護学専攻コア科目、選択科目、共通科目のうち計32単位以上を修得する必要があります。加えて、本学の大学院で保健師国家試験受験資格を得るためには、看護師免許の交付を受けた者であり、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める所定の31単位を修得することが必要です。本募集要項の履修モデルを参照してください。

4. 本学の（PHN）養成課程におけるカリキュラムの特色

実践力を養う実習・演習科目：

母子または高齢者への約4か月間の継続的な家庭訪問を行う実習

地域診断から見い出した健康課題の解決に向けて公衆衛生看護活動を行うための実践的な演習

多様な場での実習

行政、学校、産業、地域包括支援センター

地域住民の活動の場 など

大学院 長期履修制度について

■長期履修制度とは

学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度で、仕事などとの両立を図りながら修了を目指すことができます。

■対象者

有職者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）、出産、育児、介護、その他のやむを得ない事情により、フルタイム学生としての修学が困難な事情があることを要件とします。

■長期履修期間及び在学可能期間

	標準修業年限	長期履修期間	在学可能期間
修士課程（博士前期課程）	2年	3年又は4年	4年（標準修業年限2年×2）
博士後期課程	3年	4年から6年	6年（標準修業年限3年×2）
薬学・歯学研究科博士課程	4年	5年から8年	8年（標準修業年限4年×2）

* 在学可能期間の範囲内で、1年単位で長期履修期間を定めることができます。

* 休学の期間は、上記期間に含まれません。

* 長期履修の有無にかかわらず、在学可能期間内に修了することができない場合には除籍の対象となります。

■授業料

標準修業年限分の授業料に相当する額を、次の計算式により、長期履修期間に応じて分割納付していただきます。

授業料年額＝当該研究科の授業料年額×標準修業年限÷許可された長期履修期間の年数

（10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

なお、長期履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、次の計算式によります。

授業料年額＝（当該研究科の授業料年額×標準修業年限－すでに納入した授業料の総額）÷変更後の長期履修期間の年数

（10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

〔授業料の算定例〕

例1：看護福祉学研究科修士課程の学生の標準修業年限は2年であるが、長期履修制度により、許可された修業年限が3年の場合の授業料年額 【800,000円×2年÷3年＝533,333円】

区分	各年度の授業料納入額			修了までの授業料総額
	1年目	2年目	3年目	
一般学生	800,000円	800,000円		1,600,000円
長期履修学生	533,600円	533,200円	533,200円	1,600,000円

例2：「履修期間を短縮した場合」… 看護福祉学研究科修士課程の学生の標準修業年限は2年であるが、1年目を終えて当初予定の長期履修期間4年を3年に短縮した場合

	各年度の授業料納入額				修了までの授業料総額
	1年目	2年目	3年目	4年目	
(A)	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	1,600,000円
(B)	400,000円	600,000円	600,000円	—	1,600,000円

* (A)・・・当初の4年の場合の授業料

(B)・・・当初4年の長期履修期間を、1年目を終えて3年に変更した場合の授業料

この制度を利用する場合は所定の手続きが必要です。詳細は下記宛にご照会ください。

・看護福祉学研究科 0133-23-1211（内線：2167）

教育訓練給付制度

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

大学院看護福祉学研究科博士前期(修士)課程、博士後期課程は、教育訓練給付制度(一般教育訓練給付)の指定講座です。一定の要件を満たす者が本課程を修了した場合、対象教育訓練受講のために当該受講者本人が教育訓練施設に支払った費用の一部がハローワークから支給されます。制度の概要等は以下のとおりですが、手続き方法等の詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

<給付を受けることができる方>

受講開始日現在、在職者であって、雇用保険の被保険者期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、受講開始日時点で一般被保険者又は高年齢被保険者でない方は、その資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行われた場合は最大4年以内)であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上(※)経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者、若しくは一般被保険者又は高年齢被保険者であった方が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

※ 平成 26 年 10 月 1 日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

<給付額>

一般教育訓練給付

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 20%に相当する額となります。ただし、その額が 10 万円を超える場合は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は支給されません。

<教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項>

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

<記入例> <http://www.hoku-iryu-u.ac.jp/~koho/ips/kyoiku-kunren.pdf>

【経済的支援制度】

(1) 入学金免除

本学の卒業生(※)が本学大学院に進学する場合、入学金を免除します。

※ 北海道医療大学、北海道医療大学大学院のいずれかを卒業または修了した者

(2) 学校法人東日本学園 大学院生奨学金

次の1～4のいずれかの要件を備え、なおかつ試験成績並びに面接の結果により、人物並びに成績優秀で奨学金の給付が適当と認められた場合、入学金が免除となります。

また、4に該当する場合は授業料30%も免除となります。

1. 北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校、札幌医療福祉専門学校のいずれかを卒業した者
2. 北海道医療大学認定看護師研修センターを修了した者
3. 本学と連携協定を結んでいる医療機関・社会福祉施設等に勤務し、社会人大学院生として入学した者
4. 国外の大学・大学院等を卒業もしくは修了した外国籍を持つ者

(3) 学校法人東日本学園 奨学金

人物・学業ともに優秀で、経済的理由により修学困難な方に貸与されます。無利子で、10年以内の均等年賦返還を原則とします。

修士課程 年額 600,000円 / 博士課程 年額 800,000円

(4) 日本学生支援機構

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的としています。第一種(無利子)と第二種(有利子)があります。

入学者の貸与月額

	修士・博士前期課程 専門職大学院の課程	博士後期課程 博士医・歯・獣医・薬(6年制学部卒) 学課程
第一種奨学金	50,000円 又は 88,000円	80,000円 又は 122,000円
第二種奨学金	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円のいずれか	

第一種奨学金では、2種類の月額から選択できます。

第二種奨学金では、5種類の月額から選択でき、希望により、採用された年度の4月に遡って借りることができます。

貸与期間中に必要に応じて、貸与月額を変更することもできます。

第一種奨学金受給者は、学問分野での成果、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける活躍、ボランティア等での社会的貢献活動等を含めた評価によって顕著な業績を認定された場合、返還が免除される制度があります。

(5) 日本学生支援機構 授業料後払い制度

大学院修士課程(博士前期課程)の在籍者が、在学中は授業料を納付せず、修了後の所得等に応じて納付(後払い)できる制度です。対象者は、日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準を満たす者。併せて生活費奨学金の貸与を受けることができます。(生活費奨学金のみの貸与はできません。)

なお、授業料以外の入学金や後援会費等は支援の対象となりません。

※希望される場合は、所定の手続きが必要になりますので、出願時に入試広報課までご連絡ください。

【看護学専攻】 カリキュラム

〔修士課程〕

●単位数 ★必修科目

修 士 課 程 (博 士 前 期 課 程)	科 目	年次	単位数	
	●看護学専攻コア科目			
基 礎 統 合 領 域	看護学特論 I			
	基礎看護学特論 I	1	②	
	看護管理学特論 I	1	②	
	地域看護学特論 I	1	②	
	在宅看護学特論 I	1	②	
	感染看護学特論 I ※	1	②	
	高度実践看護学特論 I ※	1	②	
	看護学特論 II			
	在宅看護学特論 II	1	②	
	感染看護学特論 II ※	1	②	
	高度実践看護学特論 II ※	1	②	
	↑ 特論 II は、当該専攻分野の特論 I を履修した者を対象とする			
	看護学演習 I			
	基礎看護学演習 I	1	②	
	看護管理学演習 I	1	②	
	地域看護学演習 I	1	②	
	在宅看護学演習 I	1	②	
	感染看護学演習 I ※	1	②	
	高度実践看護学演習 I ※	1	②	
	看護学演習 II			
	基礎看護学演習 II	1・2	②	
	看護管理学演習 II	1・2	②	
	地域看護学演習 II	1・2	②	
在宅看護学演習 II	1・2	②		
感染看護学演習 II ※	1・2	②		
高度実践看護学演習 II ※	1・2	②		
看護学演習 III				
在宅看護学演習 III	1・2	②		
感染看護学演習 III ※	1・2	②		
高度実践看護学演習 III ※	1・2	②		
↑ 演習 III は、当該専攻分野の演習 I・II を履修した高度実践コースの者を対象とする				

●単位数 ★必修科目

修 士 課 程 (博 士 前 期 課 程)	科 目	年次	単位数	
	発 達 ・ 障 害 領 域	看護学特論 I		
小児看護学特論 I		1	②	
母性看護学特論 I		1	②	
成人看護学特論 I		1	②	
老年看護学特論 I		1	②	
精神看護学特論 I		1	②	
がん看護学特論 I		1	②	
看護学特論 II				
成人看護学特論 II		1	②	
老年看護学特論 II		1	②	
精神看護学特論 II		1	②	
がん看護学特論 II		1	②	
↑ 特論 II は、当該専攻分野の特論 I を履修した者を対象とする				
看護学演習 I				
小児看護学演習 I		1	②	
母性看護学演習 I		1	②	
成人看護学演習 I		1	②	
老年看護学演習 I		1	②	
精神看護学演習 I		1	②	
がん看護学演習 I		1	②	
看護学演習 II				
小児看護学演習 II		1・2	②	
母性看護学演習 II		1・2	②	
成人看護学演習 II		1・2	②	
老年看護学演習 II		1・2	②	
精神看護学演習 II		1・2	②	
がん看護学演習 II		1・2	②	
看護学演習 III				
成人看護学演習 III		1・2	②	
老年看護学演習 III		1・2	②	
精神看護学演習 III		1・2	②	
がん看護学演習 III		1・2	②	
↑ 演習 III は、当該専攻分野の演習 I・II を履修した高度実践コースの者を対象とする				
臨地実習				
臨地実習 I	1	②★		
臨地実習 II	2	④		
臨地実習 III	2	④		
臨地実習 IV	2	⑥		
臨地実習 V	1	⑤		
↑ 臨地実習 II および III は高度実践コースの者を対象とし、臨地実習 IV は高度実践コース（NP養成課程）の者を対象とする。臨地実習 V は高度実践コース（保健師養成課程）の者を対象とする。				
課題研究				
看護学課題研究	2	⑥		
臨床看護学課題研究	2	②		
↑ 臨床看護学課題研究は、高度実践コースの者を対象とする				

科	目	年次	単位数
●看護学専攻選択科目			
	看護管理特論	1・2	②
	看護理論特論	1・2	②
	看護倫理特論	1・2	②
	コンサルテーション論	1・2	②
	在宅ケアマネジメント論	1・2	①
	在宅看護管理論	1・2	②
	感染症学特論	1・2	②
	感染予防学特論	1・2	②
	感染制御薬理学特論	1・2	②
	精神障害者治療支援技法論	1・2	②
	腫瘍学特論	1・2	②
	在宅医療薬理学論	1・2	①
	保健医療福祉論	1・2	②
	家族ケア論	1・2	②
	公衆衛生看護学原論●●	1	②
	公衆衛生看護技術論Ⅰ●●	1	②
	公衆衛生看護技術論Ⅱ●●	1	②
	公衆衛生看護技演習Ⅰ●●	1	②
	公衆衛生看護技演習Ⅱ●●	1	②
	対象別公衆衛生看護活動展開論●●	1	③
	公衆衛生看護管理論●●	1	②
	公衆衛生看護管理演習●●	1	②
	公衆衛生看護疫学・保健統計論●●	1	②
	保健医療福祉行政論Ⅰ●●	1	②
	保健医療福祉行政論Ⅱ●●	1	②
	学校保健・産業保健論●●	2	①
	実践疫学・保健統計論●●	2	②
	臨床解剖生理学論(高度実践)●	1・2	②
	病態生理学論(高度実践)●	1・2	②
	薬理学特論(高度実践)●	1・2	②
	疾病予防・管理論(高度実践)●	1・2	②
	ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)●	1・2	②
	ヘルスアセスメント特論Ⅱ(高度実践)●	1・2	②
	特定行為技術論(高度実践)●	1・2	②
↑ ●を付した7科目は高度実践コースの者を対象とし、特定行為技術論は高度実践コース(NP養成課程)の者を対象とする。●●を付した13科目は高度実践コース(保健師養成課程)の者を対象とする。			
	看護教育特論	1・2	②
	看護学教育基礎論	1・2	②
	看護学教育基礎演習	1・2	④

修士課程(博士前期課程)

修士課程(博士前期課程)

科	目	年次	単位数
●看護福祉学研究科共通科目			
	研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)	1・2	②
↑ 研究方法論を含む2科目4単位以上を履修すること			
	地域生活ケア論Ⅰ(高齢者)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅱ(精神障害)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅲ(緩和ケア)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅳ(子ども)	1・2	①
	異分野連携実践論	1・2	②
	遺伝医学・医療論	1・2	①
	ヘルスプロモーション論	1・2	②
	精神医学特論	1・2	②
	カウンセリング	1・2	②
	生殖医療文化論	1・2	①

<修了要件>

- 1) 看護学専攻コア科目のうち、専攻分野の特論Ⅰにおける2単位と演習Ⅰ・Ⅱにおける4単位、臨地実習Ⅰの2単位は必修科目とする。
- 2) 「看護学課題研究」6単位を修得する。ただし、高度実践コースの者は、「臨床看護学課題研究」2単位をもって替えることができる。
- 3) その他、看護学専攻コア科目、看護学専攻選択科目および看護福祉学研究科共通科目から18～22単位以上を修得する。
- 4) 原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

<資格等取得に係る要件>

- 1) 高度実践コース(CNS教育課程)の者が、専門看護師資格審査の受験資格を取得するためには、上記の修了要件を満たすほか、別に分野ごとに指定する科目の修得が必要である。
- 2) 高度実践コース(NP養成課程)の者は、上記の修了要件を満たすほか、別に指定する科目の修得が必要である。また、当該コースの別に指定する科目は、厚生労働省の定める特定行為研修として指定されている科目を含む。
- 3) 高度実践コース(NP養成課程)を修了するには、コースで行う修了試験に合格することが必要である。
- 4) 高度実践コース(保健師養成課程)の者が、保健師国家試験の受験資格を取得するためには、上記の修了要件を満たすほか、別に指定する科目の修得が必要である。

〔博士課程〕

●単位数 ★必修科目

<修了要件>

- 1) 看護学専攻科目は、専攻領域の看護論科目2単位ならびに演習科目4単位と「看護学特別研究」の6単位を含む合計12単位以上を修得する。
- 2) 看護福祉学研究科共通科目は選択履修とする。

所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

1年を春期と秋期の2つの学期に区分して科目をそれぞれの学期ごとに完結させ、各学期ごとに単位を授与するセメスター制を導入。これにより社会人も離職することなく、より多くの科目を履修することが可能です。

<教育方法の特例>

本大学院では、夜間その他特定の時間または時期において教育を行うことができる、いわゆる14条特例制度*を実施している。働きながら学ぶ社会人の学習機会確保の観点から、学生の生活形態を考慮し、大学院における履修形態を弾力化しており、夜間・休日等の開講にあたっては、札幌サテライトキャンパス等を利用するなど、社会人学生に負担が生じないよう配慮し、教育環境の整備を図っている。

(注)*大学院設置基準第14条「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により行うことができる。」

博士
後
期
課
程

科 目	年次	単位数
●看護学専攻科目		
【基礎・統合領域】		
基礎・統合看護論	基礎看護論	1・2 ②
	看護管理論	1・2 ②
	地域看護論	1・2 ②
	在宅看護論	1・2 ②
	感染看護論	1・2 ④
基礎・統合看護論演習	基礎看護論演習	1・2 ④
	看護管理論演習	1・2 ④
	地域看護論演習	1・2 ④
	在宅看護論演習	1・2 ④
	感染看護論演習	1・2 ④
【発達・障害領域】		
発達・障害看護論	小児看護論	1・2 ②
	母性看護論	1・2 ②
	成人看護論	1・2 ②
	老年看護論	1・2 ②
	精神看護論	1・2 ②
	がん看護論	1・2 ②
発達・障害看護論演習	小児看護論演習	1・2 ④
	母性看護論演習	1・2 ④
	成人看護論演習	1・2 ④
	老年看護論演習	1・2 ④
	精神看護論演習	1・2 ④
	がん看護論演習	1・2 ④
看護学特別研究	1～3	⑥★
●看護学専攻選択科目		
【高度実践看護領域】		
看護学実践	ヘルスアセスメント開発論	1・2 ②
●看護福祉学研究科共通科目		
	病気・障害認識論 ※	1・2 ①
	認知症ケア論	1・2 ①
	緩和ケア論 ※	1・2 ①
	医療人類学論	1・2 ①
	疫学的研究方法論 ※	1・2 ①
	現象学的研究方法論	1・2 ①

※2026年度は開講しません。

高度実践コース(CNS)【感染看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
基礎・統合領域	* 感染看護学特論 I	1	②★
	* 感染看護学特論 II	1	②★
	* 感染看護学演習 I	1	②★
	* 感染看護学演習 II	1・2	②★
	* 感染看護学演習 III	1・2	②★
	* 臨地実習 I	1	②★
	* 臨地実習 II	2	④★
	* 臨地実習 III	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、 単位修得すること	* 感染症学特論	1・2	②★
	* 感染予防学特論	1・2	②★
	* 感染制御薬理学特論	1・2	②★
	* 看護管理特論	1・2	②
	* 看護理論特論	1・2	②
	* 看護倫理特論	1・2	②
CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、 単位修得すること	* コンサルテーション論	1・2	②
	* ヘルスアセスメント特論 I (高度実践)	1・2	②★
	* 病態生理学論 (高度実践)	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	* 研究方法論	1	②★
	研究方法各論 I (質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論 II (量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論 III (公衆衛生調査法)	1・2	②
	↑ I～IIIから1科目以上を履修し、単位修得すること		

*日本看護系大学協議会において、CNS感染看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程) 修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(CNS)【慢性看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
発達・障害領域	* 成人看護学特論 I	1	②★
	* 成人看護学特論 II	1	②★
	* 成人看護学演習 I	1	②★
	* 成人看護学演習 II	1・2	②★
	* 成人看護学演習 III	1・2	②★
	* 臨地実習 I	1	②★
	* 臨地実習 II	2	④★
	* 臨地実習 III	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、 単位修得すること	* 看護管理特論	1・2	②
	* 看護理論特論	1・2	②
	* 看護倫理特論	1・2	②
	* コンサルテーション論	1・2	②
CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、 単位修得すること	* ヘルスアセスメント特論 I (高度実践)	1・2	②★
	* 病態生理学論 (高度実践)	1・2	②★
	* 薬理学特論 (高度実践)	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	* 在宅医療薬理学論	1・2	①★
	* 保健医療福祉論	1・2	②★
	* 家族ケア論	1・2	②★
	* 研究方法論	1	②★
	研究方法各論 I (質的研究法)	1・2	②
研究方法各論 II (量的研究法)	1・2	②	
研究方法各論 III (公衆衛生調査法)	1・2	②	
↑ I～IIIから1科目以上を履修し、単位修得すること			

*日本看護系大学協議会において、CNS慢性看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程) 修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(CNS)【老年看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
発達・障害領域	* 老年看護学特論Ⅰ	1	②★
	* 老年看護学特論Ⅱ	1	②★
	* 老年看護学演習Ⅰ	1	②★
	* 老年看護学演習Ⅱ	1・2	②★
	* 老年看護学演習Ⅲ	1・2	②★
	* 臨地実習Ⅰ	1	②★
	* 臨地実習Ⅱ	2	④★
	* 臨地実習Ⅲ	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位修得すること	* 看護管理特論	1・2	②
	* 看護理論特論	1・2	②
	* 看護倫理特論	1・2	②
CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位修得すること	* コンサルテーション論	1・2	②
	* ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)	1・2	②★
	* 病態生理学論(高度実践)	1・2	②★
	* 薬理学特論(高度実践)	1・2	②★
	* 保健医療福祉論	1・2	②★
	* 家族ケア論	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	* 研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)	1・2	②
	↑Ⅰ～Ⅲから1科目以上を履修し、単位修得すること		
	* 地域生活ケア論Ⅰ(高齢者)	1・2	①★

*日本看護系大学協議会において、CNS老年看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程) 修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(CNS)【精神看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
発達・障害領域	* 精神看護学特論Ⅰ	1	②★
	* 精神看護学特論Ⅱ	1	②★
	* 精神看護学演習Ⅰ	1	②★
	* 精神看護学演習Ⅱ	1・2	②★
	* 精神看護学演習Ⅲ	1・2	②★
	* 臨地実習Ⅰ	1	②★
	* 臨地実習Ⅱ	2	④★
	* 臨地実習Ⅲ	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、単位修得すること	* 看護管理特論	1・2	②
	* 看護理論特論	1・2	②
	* 看護倫理特論	1・2	②
CNS共通科目B ※3科目すべてを履修し、単位修得すること	* コンサルテーション論	1・2	②
	* ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)	1・2	②★
	* 病態生理学論(高度実践)	1・2	②★
	* 薬理学特論(高度実践)	1・2	②★
	* 精神障害者治療支援技法論	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	* 研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)	1・2	②
	↑Ⅰ～Ⅲから1科目以上を履修し、単位修得すること		
	* 精神医学特論	1・2	②★

*日本看護系大学協議会において、CNS精神看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程) 修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(CNS)【がん看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
発達・障害領域	*がん看護学特論Ⅰ	1	②★
	*がん看護学特論Ⅱ	1	②★
	*がん看護学演習Ⅰ	1	②★
	*がん看護学演習Ⅱ	1・2	②★
	*がん看護学演習Ⅲ	1・2	②★
	*臨地実習Ⅰ	1	②★
	*臨地実習Ⅱ	2	④★
	*臨地実習Ⅲ	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、 単位修得すること	*腫瘍学特論	1・2	②★
	*家族ケア論	1・2	②★
	*看護管理特論	1・2	②
	*看護理論特論	1・2	②
	*看護倫理特論	1・2	②
	*コンサルテーション論	1・2	②
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)	1・2	②★
	*病態生理学論(高度実践)	1・2	②★
	*薬理学特論(高度実践)	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	*研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)	1・2	②
	↑Ⅰ～Ⅲから1科目以上を履修し、単位修得すること		
*地域生活ケア論Ⅲ(緩和ケア)	1・2	①★	

*日本看護系大学協議会において、CNSががん看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程)修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(CNS)【在宅看護分野】履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
基礎・統合領域	*在宅看護学特論Ⅰ	1	②★
	*在宅看護学特論Ⅱ	1	②★
	*在宅看護学演習Ⅰ	1	②★
	*在宅看護学演習Ⅱ	1・2	②★
	*在宅看護学演習Ⅲ	1・2	②★
	*臨地実習Ⅰ	1	②★
	*臨地実習Ⅱ	2	④★
	*臨地実習Ⅲ	2	④★
	看護学課題研究 臨床看護学課題研究	2 2	⑥ ②
●看護学専攻選択科目			
CNS共通科目A ※3科目以上を履修し、 単位修得すること	*看護管理特論	1・2	②
	*看護理論特論	1・2	②
	*看護倫理特論	1・2	②
	*コンサルテーション論	1・2	②
	*ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)	1・2	②★
	*病態生理学論(高度実践)	1・2	②★
	*薬理学特論(高度実践)	1・2	②★
	*保健医療福祉論	1・2	②★
	*在宅ケアマネジメント論	1・2	①★
*在宅看護管理論	1・2	②★	
●看護福祉学研究科共通科目			
CNS共通科目A	*研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)	1・2	②
	↑Ⅰ～Ⅲから1科目以上を履修し、単位修得すること		

*日本看護系大学協議会において、CNS在宅看護分野専門科目として申請している科目

<高度実践コース(専門看護師養成課程)修了要件>

- 1) CNS共通科目Aは、看護福祉学研究科共通科目の「研究方法論」を必修科目とし、それ以外の看護学専攻選択科目で開講している4科目の中から3科目6単位以上を修得すること。
- 2) CNS(専門看護師)資格を取得する場合には、上記科目を含む授業科目38単位以上を修得し、「看護学課題研究」または「臨床看護学課題研究」のいずれかを履修し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格して修士の学位を修得すること。

高度実践コース(NP)履修モデル

* 特定行為研修を含む ●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
基礎・統合領域	地域看護学特論Ⅰ	1	②★
	高度実践看護学特論Ⅰ	1	②★
	高度実践看護学特論Ⅱ	1	②★
	高度実践看護学演習Ⅰ	1	②★
	高度実践看護学演習Ⅱ	1・2	②★
	高度実践看護学演習Ⅲ	1・2	②★
	臨地実習Ⅰ(プライマリ・ケアNP)	1	②★
	臨地実習Ⅱ(プライマリ・ケアNP)	2	④★
	臨地実習Ⅲ(プライマリ・ケアNP)	2	④★
	臨地実習Ⅳ(プライマリ・ケアNP)	2	⑥★
	看護学課題研究	2	⑥
	臨床看護学課題研究		
●看護学専攻選択科目			
	臨床解剖生理学論(高度実践)	1・2	②★
	病態生理学論(高度実践)	1・2	②★
	薬理学特論(高度実践)	1・2	②★
	疾病予防・管理論(高度実践)	1・2	②★
	ヘルスアセスメント特論Ⅰ(高度実践)	1・2	②★
	ヘルスアセスメント特論Ⅱ(高度実践)	1・2	②★
	特定行為技術論(高度実践)	1・2	②★
	看護教育特論	1・2	②
	看護管理特論	1・2	②
	看護理論特論	1・2	②
	看護倫理特論	1・2	②★
	コンサルテーション論	1・2	②★
	在宅医療薬理学論	1・2	①★
●看護福祉学研究科共通科目			
	研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)		
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)		
	地域生活ケア論Ⅰ(高齢者)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅱ(精神障害)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅲ(緩和ケア)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅳ(子ども)	1・2	①
	ヘルスプロモーション論	1・2	②★
	修了試験	2	

<高度実践コース(NP) 修了要件>

- 本学の高度実践コース(ナースプラクティショナー養成課程)は厚生労働省による看護師の特定行為研修指定研修機関として承認されている。
- 上記履修モデルで示されたすべての指定科目について単位修得し、必要な研究指導等を受け、かつ、学位論文の審査及び修了試験に合格することにより、修士(看護学)の学位および特定行為研修修了証、NP資格認定試験受験資格(日本NP教育大学院協議会の認定による)が授与される。
- 修了試験に合格しない場合、特定行為研修修了証およびNP資格認定試験受験資格は取得できない。

高度実践コース(PHN)履修モデル

●単位数 ★必修科目

科 目		年次	単位数
●看護学専攻コア科目			
基礎・統合領域	地域看護学特論Ⅰ	1	②★
	地域看護学演習Ⅰ	1	②★
	地域看護学演習Ⅱ	1	②★
	臨地実習Ⅰ	1	②★
	臨地実習Ⅴ	1	⑤★
	看護学課題研究	2	⑥★
●看護学専攻選択科目			
	看護管理特論	1・2	②
	看護理論特論		
	看護倫理特論		
	コンサルテーション論		
	公衆衛生看護学原論	1	②★
	公衆衛生看護技術論Ⅰ	1	②★
	公衆衛生看護技術論Ⅱ	1	②★
	公衆衛生看護技術演習Ⅰ	1	②★
	公衆衛生看護技術演習Ⅱ	1	②★
	対象別公衆衛生看護活動展開論	1	③★
	公衆衛生看護管理論	1	②★
	公衆衛生看護管理演習	1	②★
	公衆衛生看護疫学・保健統計論	1	②★
	保健医療福祉行政論Ⅰ	1	②★
	保健医療福祉行政論Ⅱ	1	②★
	学校保健・産業保健論	2	①★
	実践疫学・保健統計論	2	②★
	保健医療福祉論	1・2	②★
	在宅ケアマネジメント論	1・2	①★
	家族ケア論	1・2	②★
●看護福祉学研究科共通科目			
	研究方法論	1	②★
	研究方法各論Ⅰ(質的研究法)	1・2	②
	研究方法各論Ⅱ(量的研究法)		
	研究方法各論Ⅲ(公衆衛生調査法)		
	地域生活ケア論Ⅰ(高齢者)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅱ(精神障害)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅲ(緩和ケア)	1・2	①
	地域生活ケア論Ⅳ(子ども)	1・2	①
	ヘルスプロモーション論	1・2	②★

<高度実践コース(保健師養成課程) 修了要件>

- 上記履修モデルで示されたすべての指定科目について単位修得することにより、保健師国家試験の受験資格を取得する。
- 看護学専攻選択科目で開講している選択科目の中から2科目4単位以上を修得すること。
- 看護福祉学研究科共通科目の開講科目している選択科目のうち「研究方法各論Ⅰ～Ⅲ」から4単位以上、「地域生活ケア論Ⅰ～Ⅳ」から1単位以上を修得すること。

【A 票】

受験番号

*

2026年度 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科 入学願書

※ 修士課程出願者は志望するコースを○で囲み、研究分野を記入すること。博士課程出願者は志望する研究分野を記入すること。

フリガナ			生 年 月 日	
氏 名			男 ・ 女	西暦 年 月 日
看護学専攻	修士課程	一般選抜・社会人選抜	看護学専攻 博士課程	
教育・研究コース	志望研究分野		志望研究分野	
高度実践コース				
現住所	〒 -		電話	() -
連絡先	〒 - (現住所と同じ場合は無記入)		電話	() -
出願資格 (一般)	大学	学部	学科	西暦 年 月 日 卒業・卒業見込 修了・修了見込
	大学大学院	研究科	専攻	
出願資格 (社会人)	大学	学部	学科	西暦 年 月 日 卒業・修了
	大学大学院	研究科	専攻	
	[看護学専攻 社会人(2)該当者]			
	短期大学		学科	西暦 年 月 日 卒業・修了
	専修学校			
	社会人(6)該当者資格要件の該当するものに○		①	②
			③	④
			⑤	
免許・資格等 (免許番号)	年 月 取得 ()			(写 真) 4cm×3cm
	年 月 取得 ()			
	年 月 取得 ()			
北海道医療大学 認定看護師研修センター 修了者または修了見込者である			はい	いいえ

記入上の注意

1. 黒のボールペンを使用して楷書で記入すること。
2. ※印は記載しないこと。
3. 本人連絡先は、受験前後に本人が連絡を受けられる場所（電話番号）であること。
4. 写真は、脱帽・上半身・正面、縦4cm×横3cmのもので、出願前3か月以内に撮影したものを添付すること。

2026年度

受験票

[B票]

受験番号	※
↓いずれかに○をつけること	

一般	社会人
----	-----

フリガナ	
氏名	

(写真)
4cm × 3cm

大学院看護福祉学研究所

※印欄は記載しないこと

2026年度

[C票]

受験番号	※
↓いずれかに○をつけること	

一般	社会人
----	-----

全面に のりづけ
振替払込請求書兼受領証・ 払込受領書 貼付欄

大学院看護福祉学研究所

※印欄は記載しないこと

〈切り離さないでください〉

受験心得

- 1 受験生は、必ず本受験票を持参すること。
- 2 受験生は、試験開始の20分前までに試験室に入室着席し、受験票を机の右端に置くこと。
- 3 試験中、机の上に置くことのできるものは、特に認められたもの以外、筆記用具（鉛筆・消しゴム）と受験票のみとする。
- 4 昼食その他の所持品は、監督者の指定する所に置くこと。
- 5 原則として、試験開始後、1時間を経過しなければ退場してはならない。
- 6 試験中は、すべて監督者の指示に従うこと。
- 7 試験場

修士課程	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 北海道医療大学 当別キャンパス 電話(0133)23-1211
博士課程	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 北海道医療大学 当別キャンパス 電話(0133)23-1211

問合せ先：入試広報課 (0133)22-2113



研究計画書 (博士課程)

受験番号

フリガナ

一般

※

氏名

研究テーマ

(

)

研究のねらい(目的・内容)について述べてください。

<裏面に続く>

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科

北海道医療大学入試広報課

<当別キャンパス>

〒061-0293

北海道石狩郡当別町金沢 1757

TEL:0133-23-1211(代表)